一般国道31号(広島呉道路)に関する協定

一般国道31号(広島呉道路)に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路 株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18 年3月31日付けで締結した「一般国道31号(広島呉道路)に関する協定」の一部を次 のように変更する協定を締結する。 別紙2を次のとおり改める。

別紙2

(協定第5条関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	118百万円
H 1 9	9百万円
H 2 0	61百万円
H 2 1	18百万円
H 2 2	29百万円
H 2 3	183百万円
H 2 4	51百万円
H 2 5	61百万円
H 2 6	145百万円
H 2 7	167百万円
H 2 8	2, 629百万円
H 2 9	285百万円
H 3 0	1, 124百万円
H 3 1	2,821百万円
H 3 2	443百万円

⁽注1) 平成18年度から平成28年度までは実績値を、平成29年度は実績見込値を 記載している。

⁽注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、 繰り越しを認めるものとする。

別紙3を次のとおり改める。

別紙3

(協定第6条第1項関連) (機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	155百万円
---------	--------

別紙4を次のとおり改める。

別紙4

(協定第8条第1項関連) (機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

	ı				(消質祝込み)
	貸付料				
年度				うち構築物等分	
十段		うち土地・家屋分		うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	(2,821百万円)	(691百万円)	(1,558百万円)	(335百万円)	(1,223百万円)
по	2,821百万円	725百万円	1,635百万円	351百万円	1, 284百万円
H 1 9	(2,957百万円)	(818百万円)	(1,845百万円)	(396百万円)	(1,449百万円)
пія	2,907百万円	844百万円	1,904百万円	409百万円	1, 495百万円
цао	(2,890百万円)	(807百万円)	(1,821百万円)	(391百万円)	(1,430百万円)
H 2 0	2,546百万円	746百万円	1,682百万円	361百万円	1,321百万円
H 2 1	(2,177百万円)	(609百万円)	(1,389百万円)	(310百万円)	(1,079百万円)
ПСІ	2,084百万円	612百万円	1,381百万円	297百万円	1, 084百万円
H 2 2	(2,686百万円)	(782百万円)	(1,764百万円)	(379百万円)	(1,385百万円)
ПСС	2,686百万円	668百万円	1, 764百万円	296百万円	1, 468百万円
H 2 3	(2,363百万円)	(538百万円)	(1,212百万円)	(260百万円)	(952百万円)
ПСЗ	2,363百万円	460百万円	1, 212百万円	203百万円	1,009百万円
H 2 4	(2,386百万円)	(493百万円)	(1,112百万円)	(239百万円)	(873百万円)
1124	2,404百万円	426百万円	1, 123百万円	188百万円	935百万円
H 2 5	(2, 260百万円)	(431百万円)	(973百万円)	(209百万円)	(764百万円)
нгз	2, 401百万円	404百万円	1,067百万円	179百万円	888百万円
H 2 6	(2,813百万円)	(614百万円)	(1,386百万円)	(298百万円)	(1,088百万円)
1120	3,401百万円	674百万円	1,778百万円	298百万円	1, 480百万円
H 2 7	(2,907百万円)	(631百万円)	(1,423百万円)	(306百万円)	(1,117百万円)
112 7	3,591百万円	712百万円	1,879百万円	315百万円	1,564百万円
H 2 8	(2,544百万円)	(619百万円)	(1,396百万円)	(300百万円)	(1,096百万円)
1120	3,256百万円	709百万円	1,871百万円	314百万円	1,557百万円
H 2 9	(2,904百万円)	(825百万円)	(1,861百万円)	(400百万円)	(1,461百万円)
1123	3,590百万円	975百万円	2, 199百万円	472百万円	1,727百万円
H 3 0	3,592百万円	730百万円	1,646百万円	354百万円	1, 292百万円
H 3 1	3,681百万円	230百万円	518百万円	111百万円	407百万円
H 3 2	1,546百万円	326百万円	735百万円	158百万円	577百万円

⁽注1) 平成18年度から平成28年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成29年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙5を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

(月貝代込み)
計画料金収入
(3,770百万円)
3, 737百万円
(3,801百万円)
3,675百万円
(3,802百万円)
3, 382百万円
(3,003百万円)
2,850百万円
(3,645百万円)
3, 714百万円
(3, 313百万円)
3, 288百万円
(3, 283百万円)
3,366百万円
(3, 265百万円)
3, 471百万円
(3,712百万円)
4,375百万円
(3,715百万円)
4, 473百万円
(3,688百万円)
4, 474百万円
(3,670百万円)
4, 430百万円
4, 410百万円
4, 412百万円
2, 905百万円

⁽注1) 平成 1 8 年度から平成 2 8 年度までの上段 () 内は計画値、下段は実績値を、平成 2 9 年度の上段 () 内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

別紙6

(協定第11条関連)

(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①料金の額

各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税(以下「消費税」という。)の税率とその率に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「地方消費税」という。)の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値(以下「消費税率」という。)を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

仁保インターチェンジから坂インターチェンジまでの区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
145. 632	194. 175	242. 719	339. 806	582. 525

坂インターチェンジから呉インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		呉
	天応	291. 263
坂	291. 263	533. 981

普通車

		呉
	天応	339. 806
坂	339. 806	679. 612

中型車

		呉
	天応	339. 806
坂	339. 806	679. 612

大型車

		呉
	天応	533. 981
坂	533. 981	1, 019. 418

特大車

		呉
	天応	922. 331
坂	922. 331	1, 844. 661

(注)上表の自動車の種類は、別添1のとおりとする。

②消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

- イ ①に定める方法により算出した額と平成26年3月31日時点の料金の額(以下「従前の額」 という。)との差額が10円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を 乗じ、切り捨てにより10円単位の端数処理を行った額を適用する。
- ロ イにより調整された、坂インターチェンジから呉インターチェンジまでの料金の額(以下「調整後額」という。)が、坂インターチェンジから天応インターチェンジの料金の額と天応インターチェンジから呉インターチェンジの料金の額を合算した額(以下「調整後上限額」という。)を超える場合は、調整後額を調整後上限額と同額にするものとする。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう(以下同じ。)。

口 割引率等

(イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数 (西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与した ポイントと合算して計算する。)に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料(以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

②深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)。

なお、上記にいう「ETCコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速 道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款によ り大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該約款に 基づいて3会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するもの として3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう。

口 割引率等

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

③平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日(以下「休日」という。)以外の日(以下「平日」という。)の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引(東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社(以下「2会社」という。)及び西日本高速道路株式会社が定める者が適用する本割引を含む。)の適用を受けた後、本割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に再度本割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に本道路を含む場合。

高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と本道路を、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと本道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線と本道路を、高速自動車国道中国横断自動

車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと本道路の仁保インターチェンジを経由 し連続して通行する場合。

一般国道2号(広島岩国道路)と本道路を、一般国道2号(広島岩国道路)の廿日市インターチェンジと本道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

口 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数(2会社及び西日本高速道路株式会社が定める者が 一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する)(以下「月間適用回数」という。) に応じて、料金の額に次式の率を乗じて算出した額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社 が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

なお、算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を 行うこととする。

- 100-W(単位:パーセント)
- (注)上記式においてWは、次の数値を表すものとする。
- W:月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

④平日朝夕割引 (コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用する自動車のうち、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引(2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。) の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後 5時から午後8時までの間をいう。)に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料 金所を通行するときを除く。

なお、④イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

口 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数(2会社及び西日本高速道路株式会社が 定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数(コーポレート契約)」という。)に応じて、料金の額に次式の率を乗じて算出する。

なお、算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を 行うこととする。

- 100-W(単位:パーセント)
- (注)上記式においてWは、次の数値を表すものとする。
- W : 月間適用回数 (コーポレート契約) が1回から4回までの場合は0。月間適用回数 (コーポレート契約)が5回から9回までの場合は30。月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合は50。

ハーその他

本割引は、西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。

⑤休日割引

イ 割引をする自動車

休日(1月2日及び1月3日を含む。)に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

口 割引率等

割引率は30パーセントとする。

なお、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位 の端数処理を行うこととする。

⑥障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- (イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
- (ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑦乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために本道路を通行する別添1に掲げる乗合型自動車。

ロ割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑧割引相互間の適用関係

イ割引相互間の重複適用関係

①から⑥(ただし、③及び④を除く)に定める割引相互間の重複適用関係は別添2のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添2において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

- ハ ③と①、②、⑤又は⑥の割引相互間における重複適用関係
 - (イ) ③と①は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。
 - (ロ) ③と②、⑤又は⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、③は適用しないものとする。
- ニ ④と②又は⑤の割引相互間における重複適用関係
 - ④と②又は⑤の割引適用要件に該当する自動車の場合、④の割引は適用しないものとする。

⑨企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

口 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イから二までの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イから二までの詳細について、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成32年11月28日までとする。

別添1

車種区分	自動車の種類	定義
	イ 軽自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条の軽自動車
軽自動車等	ロー小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
	二 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの(ハに該当するものを除く。)
普通車	ホー普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 が10人以下のもの
1221	へ けん引自動車が軽自動 車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満 かつ最大積載量5トン未 満で3車軸以下) チ 乗合型自動車	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの (以下「普通貨物自動車」という。)で、車両総重量8トン未満か つ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん 引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸) 法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員
中型車	9 人以下で車両総重量8 トン未満)	伝第3条の音通日動車のすら、人の運送の用に供する米単定員 11人以上のもの(以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員 が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動 車等または普通車である 連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
	ヌ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上 または最大積載量5トン 以上で3車軸以下及び車 両総重量25トン以下で 4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもので車軸数が3以下のもの(トに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第1号から第5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
大型車	ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若し くは臨時に運行するもの 等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通 車、中型車または大型車 (2車軸)である連結車 両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
	ワ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
特大車	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(へ、リ及びヲに 該当するものを除く。)
NAT	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの(ルに該当するものを除く。)

別添2

割引相互間の重複適用関係

	マイレージ			
深夜	0	深夜		
休日	0	×	休日	
障割	0	×	×	障割

(1) 重複適用の有無

(注)「マイレージ」、「深夜」、「休日」及び「障割」は、それぞれ、マイレージ割引、深 夜割引、休日割引及び障害者割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、〇は重複適 用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、休日割引
2	障害者割引
3	マイレージ割引

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成30年 3月30日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社 代表取締役社長 石 塚 由 成